

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

認定こども園下鴨夢
京 都 市

緊急事態宣言の解除を受けた段階的な園児の受入れについて（5月21日現在）

平素は、本市の児童福祉行政に御理解と御強力をいただき、誠にありがとうございます。

とりわけ、本年4月17日から新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図る緊急的な取組として、保育園等の受入条件の厳格化を図り、多くの保護者の皆様に御協力をいただいた結果、園児の登園率は大幅に低下し、保育施設における感染拡大の防止に大きくつながりました。改めて御礼申し上げます。

皆様のこうした御協力もあり、5月21日付けで京都府に対する緊急事態宣言が解除されました。これを受け、6月1日以降の保育の対象世帯等について、以下のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 保育の対象世帯等の変更について

(1) 基本的な考え方

これまで、本市では、保育園等については、園児及び保護者の生活維持や社会基盤のため必要なサービスであると判断し、施設における感染防止対策を徹底するとともに、自宅での保育が可能な方は登園を控えていただくよう依頼するなど、子どもたちの感染リスクを可能な限り下げの中で、運営を継続してまいりました。

今回、京都府に対する緊急事態宣言は解除されましたが、今後、第2波、第3波も想定されることから、段階的に受入基準を緩和していくこととします。

(2) 保育の対象世帯等

6月1日から、以下のとおり変更します。

ア 保育の対象世帯

自宅での保育が困難な方

ただし、可能な限り、家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

また、園児はもとより、御家族の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等）は、感染拡大防止の観点から、登園を控えてください。

イ 適用時期

令和2年6月1日（月）から令和2年6月14日（日）まで

※5月31日までは現行どおりの取扱いとします。

<参考：5月31日（日）までの保育の対象世帯>

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

(3) 利用者負担額（保育料）の取扱い

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、保育園等の登園を自粛した児童については、登園を自粛した日に応じて、日割り計算を行い、保育料を減額する取扱いを行うこととしていますが、今回、家庭での保育の協力依頼の期間が6月14日まで継続したことから、保育料日割り計算の取扱いについても、6月14日まで継続いたします。

登園自粛期間中の保育料については、いったん全額お支払いいただいたのち、後日還付額等についてお知らせを行う予定です。

(4) 留意点

登園を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓口（別紙1参照）で受け付けていますので、是非、御利用ください。

2 6月15日以降の対応について

保育園等は、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要な施設であることを踏まえ、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準（別紙2参照。状況等について本市ホームページ「京都市情報館」等において表示）を目安に、以下の3段階で対応することとします。

なお、受入基準を変更する際には、その都度、一定の周知・準備期間を置いたうえで、連絡をします。（6月15日以降の具体的な取扱いについては、後日、お知らせします。）

(1) 行動自粛再要請段階（フェーズ赤）

重点的な感染防止対策を実施する必要があることから、保育の対象世帯については上記「1(2)イ」の箱書き内「5月31日（日）までの保育の対象世帯」とおとりとします。

(2) 注意喚起段階（フェーズ黄）

感染防止対策への一定の注意が必要なことから、上記「1(2)ア」のとおり、「家庭保育の協力依頼」を実施します。

(3) 社会経済と感染防止の両立段階（フェーズ青）

通常どおりの対応とします。

3 子育て支援施設の対応一覧

別紙3のとおり

4 感染症対策の徹底のお願い

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

5 登園前の健康観察の実施等

- ・ 登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子様や御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や登園に当たって不安を感じられる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等）は当園に連絡のうえ、登園を控えてください。（特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合や検査結果が判明した場合（陰性の場合も含む）には、速やかに当園まで連絡いただきますようお願いいたします。なお、園児又は当園の職員においてPCR検査で陽性反応が出た場合は、最終登園日（出勤日）の翌日から14日間は園を休園することを基本的な考え方としています。）
- ・ 別紙4の「目安」に該当すると思われる場合の本市の相談先は、「帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421，土・日・祝日を含む24時間対応）となります。

6 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

子育て支援に係る主な子育て相談窓口の連絡先

1 各区役所・支所子どもはぐくみ室

- 相談内容：子育てに関する悩みなど総合的な相談
- 連絡先：裏面参照
- 対応時間：午前8時半から午後5時（土日祝日及び年末年始除く）

2 京都市児童相談所

- 相談内容：子育ての不安、不登校、非行、子どもを家庭で育てられない等の相談
- 連絡先
 - ・ 南区、伏見区以外の方：京都市児童相談所（801-2929）
 - ・ 南区、伏見区にお住まいの方：京都市第二児童相談所（612-2727）
- 対応時間：午前8時半から午後5時（土日祝日及び年末年始除く）
- その他：子どもの虐待の相談や通告については、以下の電話でも対応しています。
（24時間365日対応）
子ども虐待SOS専用電話：801-1919
児童相談所虐待対応ダイヤル：189（通話料無料）

3 京都市発達相談所

- 相談内容：子どもの発達相談（発達の遅れ、きこえやことばの不安など）
- 連絡先
 - ・ 南区、伏見区以外の方：京都市発達相談所（801-9182）
 - ・ 南区、伏見区にお住まいの方：発達相談部門（612-2700）
- 対応時間：午前8時半から午後5時（土日祝日及び年末年始除く）

4 親と子のこころのほっとライン

- 相談内容：親と子それぞれの子育ての悩み、友人関係や身体に関する悩みなど
例 親や保護者の方：子育て、しつけ、子どもの教育、親子関係など
子ども：友達、勉強、進路、学校などの悩み
- 連絡先：801-1177
- 対応時間：午前9時から午後4時30分（火曜日（祝日の場合は翌平日）及び年末年始除く）

その他、子育て支援施策については、以下HPを御確認ください。

○ 京都市はぐくみアプリ

<https://www.kyoto-kosodate.jp/app>

○ 京都市子ども若者はぐくみウェブサイト

<https://www.kyoto-kosodate.jp/>

各区役所・支所 子どもはぐくみ室一覧

	郵便番号	所在地	電話番号		FAX番号
			子育て推進担当	子育て相談担当	
北	603-8165	北区紫野西御所田町5-6	432-1284	432-1454	451-0611
上京	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	441-5119	441-2873	432-2025
左京	606-8511	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	702-1114	702-1222	791-9616
中京	604-8588	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	812-2543	812-2598	822-7151
東山	605-8511	東山区清水五丁目130-6	561-9350	561-9349	531-2869
山科	607-8511	山科区槻辻池尻町14-2	592-3247	592-3259	501-6831
下京	600-8588	下京区西洞院通塩小路東塩小路町608-8	371-7218	371-7219	351-9028
南	601-8441	南区西九条南田町1-2	681-3281	681-3574	691-1397
右京	616-8511	右京区太秦下刑部町12	861-1437	861-2179	861-4678
(京北地域にお住まいの方については、京北出張所にご相談ください。京北出張所で実施していない事業については、右京区役所にて受けることができます。)					
京北	601-0292	右京区京北周山町上寺田1-1	主に子育て推進担当 852-1815	主に子育て相談担当 852-1816	852-1800
西京	615-8083	西京区桂民町1-2 西京区保健福祉センター別館	381-7665	392-5691	392-6052
洛西	610-1198	西京区大原野東境谷町二丁目1-2	332-9195	332-9186	332-8186
伏見	612-8511	伏見区鷹匠町39-2	611-2391	611-1163	611-1166
深草	612-0861	伏見区深草向畑町93-1	642-3564	642-3879	641-7326
醍醐	601-1366	伏見区醍醐大構町28	571-6392	571-6748	571-2973

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、以下のとおり、区役所・支所の開庁時間が短縮されていますので、御注意ください。

子どもはぐくみ室開庁時間

○区役所・支所

午前9時半～正午、午後1時～午後4時（土曜・日曜・祝日・年末年始除く）

○京北出張所



午前8時半～正午、午後1時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始除く）



京都“with コロナ”のイメージ

別紙2



<p>注意喚起基準</p> 	<p>感染拡大の“兆し”を早期に探知して警戒を呼びかけ、行動変容を促す</p>
<p>行動自粛の再要請基準</p> 	<p>段階的な外出自粛、営業自粛等により、徹底してさらなる感染拡大を防止する</p>

⇒基準を満たした場合には、感染の具体的状況等を総合的に判断し、対策を実施



京都府における基準

指標	緩和判断  (連続7日間・全て)	注意喚起  (全て)	行動自粛  (いずれか)
① 新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上
② ①の前週増加比		1以上	2以上※
③ 新規陽性者における 感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上
④ PCR検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上
⑤ 重症者病床使用率	20%未満		20%以上

※注意喚起基準を満たす場合に限る

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(5月21日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等(保育園、認定こども園、小規模保育事業所等)

ア 通常保育に係る取扱い

【～5月31日】

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状(発熱、咳、鼻水、下痢など)等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮(障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項)の必要な場合

【6月1日～】

原則として、保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで開所します。

なお、家庭的保育の協力依頼は、一旦は6月14日までとします。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し、緊急性が乏しい場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し、児童の状況等により、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

※ ただし、当該事業の実施が、医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には、事業の実施主体と個別に協議・検討の上、事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ、各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い(預かり保育・2歳児接続保育)

保育を必要とする児童(預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児)が一定数在籍していることから、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、就労や福祉的配慮など、保護者のニーズや各園の事情を踏まえ、受入れを実施していただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

【～5月31日】

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）が必要な場合

【6月1日～】

原則として、保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで開所します。

なお、家庭保育の協力依頼は、一旦は6月14日までとします。

イ 自由来館事業、つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから、感染拡大予防対策等について実施したうえで、6月以降に再開予定です。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校が再開され次第、感染拡大予防対策等が整ったところから、順次再開します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが、各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」については、感染拡大予防対策等について実施したうえで、6月以降に再開予定です。

なお、会議室等の貸館については、6月1日から再開します。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」、百井青少年村など

○ 青少年活動センター会議室等

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月1日から再開予定

○ こども体育館、青少年活動センタースポーツルーム

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月4日から再開予定

○ 青少年活動センター内のトレーニングルームや音楽スタジオ等
引き続き休止

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を再開するもの

以下事業について、感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月以降に、順次再開します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室(所内実施型)	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期

(2) 引き続き事業を中止するもの

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査(4箇月・8箇月・1歳半・3歳)	乳幼児及びその保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	各健診月1～4回
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

※ 4箇月・8箇月健診については、現在、個別健診の実施について検討中

3 その他

保育園等、学童クラブ事業については、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要な施設であることを踏まえ、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準を目安に、以下の3段階の受入基準で対応します。

なお、受入基準を変更する際には、保護者等への周知及び保育園等の準備期間を考慮し、その都度、一定の周知・準備期間を置いたうえで、改めて周知予定です。

※ 状況が変化した場合は、別途、見直しを行います。

【受入基準(6月15日～)】

・ 行動自粛再要請段階(フェーズ赤)の場合

重点的な感染防止対策を実施する必要があることから、上記「1(1)ア」及び「1(3)ア」に記載している5月31日までの取組を実施します。

・ 注意喚起段階(フェーズ黄)の場合

感染防止対策への一定の注意が必要なことから、上記「1(1)ア」及び「1(3)ア」に記載している6月1日以降の取組を実施します。

・ 社会経済と感染防止の両立段階(フェーズ青)の場合

「通常保育」で対応します。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
 - ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。